

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成30年2月6日（平成30年（行個）諮問第12号）

答申日：平成30年4月11日（平成30年度（行個）答申第9号）

事件名：本人の自宅に送付された保有個人情報利用停止請求書の原本の取扱い
に関し特定日以降に作成された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成30年1月10日付け20171212統第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、特定日Aに、本件の担当課室である鉱工業動態統計室担当者（以下「担当者」という。）から大臣官房調査統計グループ（以下「調査統計グループ」という。）の開示請求に対する文書の探索に係る説明を受けたが、その説明によれば、開示すべき文書の探索は調査統計グループ内で保有する文書のみしか探索はしていないとのことであった。

審査請求人は、調査統計グループのみを対象として開示請求を行ったのではなく、法2条において定められている行政機関である経済産業省に対して開示を求め、その旨をあえて本件の開示請求書にも記している。

さらに、その理由を確認したところ、「（審査請求人の）開示請求は個人情報なので他の部門には確認できない（ので省内の他部門に対しての確認等はしなかった）」との説明があったが、この説明によれば、本件に限らず、これまでに審査請求人が経済産業省に対して行った開示請求で、鉱工業動態統計室が担当課室とされているもの全てが、調査統計グループ内で保有する文書の探索のみしか行っていない違法な開示決定又は不開示決定であったということとなり、とても原処分を容認することはできない。

これまで審査請求人が行った他の開示請求案件について、調査統計グル

ープが、構報公開・個人構報保護審査会に提出した理由説明書において、「探索したが他に開示すべき文書はなかった（ので原処分は妥当）」とその正当性を主張した記載そのものが、「虚偽記載」と受けとめられても何ら不自然ではない、情報公開制度そのものを愚弄するような開示請求対応であると断じたいと思う。

その後、調査統計グループからは、担当者の発言について、特定日Cに至るまで、訂正や釈明も含めた説明は一切なく、原処分も調査統計グループ内でのみ開示すべき文書を探索しただけで「作成・取得していない」と記した違法な不開示決定である疑いが極めて強いため、改めて適法な開示手続を踏んだ文書の探索を、経済産業省全体として行ってもらうため、審査請求を行う。

なお、担当者の特定日Aの説明については、事前に経済産業省に伝えた録音に、明確に記録されていることを申し添える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報をも特定し、平成30年1月10日付け20171212統第2号により、原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件文書を探索したところ、該当する文書を保有していなかったため、法18条2項の規定により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

原処分を行った理由は、具体的には次のものである。

「開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした。」

3 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁の探索が不十分として、存在しているべき本件対象保有個人情報を改めて特定し、開示するよう求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 本件開示請求における不開示理由について

本件開示請求において特定される本件対象保有個人情報は、「審査請求人の自宅に送られてきたままの、その後もその行政文書の扱いに関して何らの連絡もないままの、いわば放置されたままの状態が続いている「平成27年8月に審査請求人が経済産業省に提出・受理された利用停止請求書の原本」について、「持参してほしい旨の（審査請求人への）依頼文書」と「（持参した際の）受領証の交付」のみを持参の条件として求めたが、その後も経済産業省からは一切の連絡すらもないことに関連する、「特定日A以降、特定日Bまでの間（以下「特定期間」とい

う。)に、経済産業省として上記原本の扱いに関連し、検討、調査等といった目的を問わず、作成・保有する全ての文書」であるが、開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示としたものである。

(2) 保有個人情報の特定について

諮問庁は、審査請求人の主張も踏まえて、改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったが、該当する本件対象保有個人情報は保有しておらず、開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした原処分は妥当である。

3 結論

以上のとおり本件審査請求については、何ら理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象保有個人情報については保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、審査請求人が経済産業省に提出した特定の保有個人情報利用停止請求書（以下「別件利用停止請求書」という。）について、以下の2文書の交付を同人が同省に求めたこと（以下「本件交付請求」という。）に対し、同省から一切連絡がないことに関連して、同省が特定期間に作成又は取得した文書に記録された同人に係る保有個人情報の開示を求めるものと解した。

文書1 別件利用停止請求書を経済産業省へ返戻するために持参してほしい旨の依頼文書

文書2 別件利用停止請求書を返戻した際の実領証

イ 文書1及び文書2又はそれに類する文書の交付について定めている法令等はない。

ウ 当該交付請求への対応に係る検討は、専ら、調査統計グループに属する鉱工業動態統計室において行ったが、同検討を行うに際して、文書は作成も取得もしていない。

エ 本件審査請求を受けて、改めて本件対象保有個人情報記録されている可能性のある行政文書の探索を行ったが、その存在を確認することはできず、本件対象保有個人情報は保有していない。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明は特段不自然、不合理とはいえ、他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

(別紙)

審査請求人は、特定日 A、本件の担当課室である鉱工業動態統計室担当者から、大臣官房個人情報保護室の担当者二人の立会いの下、別件の開示請求に対する開示に対応されたが、その際、審査請求人の自宅に送られてきたまま、その後もその行政文書の扱いに関して何らの連絡もないままの、いわば放置されたままの状態が続いている「平成 27 年 8 月に審査請求人が経済産業省に提出・受理された利用停止請求書の原本」について、当該原本の現在の（審査請求人の自宅に放置されたままという）管理（しているとはいえない）状態は、経済産業省が法及び同法の実効性を担保するために経済産業省が定めた内規に違反している旨指摘し、当該原本の回収を求めた。同担当者からは、審査請求人の指摘を理解した上で、「（審査請求人が自ら経済産業省に）持参すればよいもの（と考えている）」との意向が示されたため、審査請求人は致し方なく、この意向に従う旨承諾し、ただし、紛失等情報セキュリティの観点から、「持参してほしい旨の（審査請求人への）依頼文書」と「（持参した際の）受領証の交付」のみを持参の条件として求めたが、その後も経済産業省からは一切の連絡すらもないことに関連する、「特定日 A 以降、特定日 B までの間に、経済産業省として上記原本の扱いに関連し、検討、調査等といった目的を問わず、作成・保有する全ての文書」の開示を求める。

また、あえて言う必要もない当然のことではあるが、「経済産業省」とは調査統計グループのみならず、「経済産業省」全体を指すことに十分留意し、法（経済産業省の内規を含む）にのっとり、開示すべき文書は全て、適法に開示するよう願う。